



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*14 和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則 (医務課) 1

○ 人事委員会規則

*3 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 4

*4 教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 4

*5 警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 5

*6 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 5

○ 教育委員会規則

*4 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 6

*5 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 6

*6 市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 7

*7 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 7

○ 告示

*244 和歌山県民文化会館附属設備利用料金の上限額 (文化学術課) 8

245 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 9

246〃 (〃) 9

247 平成31年度特定計量器定期検査 (商工観光労働総務課) 9

248 大規模小売店舗立地法による白浜町から聴取した意見の概要 (商工振興課) 12

249 基本測量の終了 (技術調査課) 13

250 道路の区域変更 (道路保全課) 13

251 道路の供用開始 (〃) 13

252 道路の区域変更 (〃) 14

253 道路の供用開始 (〃) 14

254 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課) 14

○ 訓令

*2 和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (医務課) 15

○ 公告

新宮港緑地新宮緑地の指定管理者の指定 (港湾空港振興課) 15

規 則

和歌山県規則第14号

和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則

和歌山県立こころの医療センター入院規則(平成7年和歌山県規則第62号)の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 和歌山県立こころの医療センターに入院しようとする者は、診察を受けた後、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を院長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第33条第1項の規定による入院 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和42年和歌山県規則第15号。以下「施行細則」という。）第20条の同意書及び入院誓約書（別記第2号様式）</p> <p>2 略</p>	<p><u>第1条</u> 和歌山県立こころの医療センターに入院しようとする者は、診察を受けた後、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を院長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第33条又は第34条の規定による入院 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和42年和歌山県規則第15号。以下「施行細則」という。）第20条の同意書及び入院誓約書（別記第2号様式）</p> <p>2 略</p>
	<p><u>第2条</u> 法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により知事が入院させることとした者の家族等（法第33条第2項に規定する家族等をいう。）は、知事が指定する期日に来院し、施行細則第8条の入院命令書を院長に提示しなければならない。</p>

別記第1号様式中「第1条関係」を「第1項関係」に、「了承のうえ」を「了承の上」に、「こころの医療センター」を「和歌山県立こころの医療センター」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第1項関係）

入院誓約書

和歌山県立こころの医療センター院長 様

1 入院者（入院者が未成年者の場合はその親権者）及び連帯保証人は、入院者が和歌山県立こころの医療センターに入院するに際して、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和 22 年和歌山県条例第 28 号）による入院費用その他入院者に要する一切の費用を所定の日に必ず支払うことを誓約します。

万一、この約束に違反したときは、いつ退院を命じられても異議は申しません。

2 入院中無断で離院したときは、退院したものとして取り扱われても異議は申しません。

年 月 日

入院者	住 所	〒	
	氏 名	印	
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	自宅	携帯
家族等 (緊急連絡先)	住 所	〒	
	氏 名	印 (入院者との続柄 :)	
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	自宅	携帯
身元保証人	住 所	〒	
	氏 名	印 (入院者との続柄 :)	
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	自宅	携帯
連帯保証人	住 所	〒	
	氏 名	印 (入院者との続柄 :)	
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	自宅	携帯

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の別記第1号様式及び別記第2号様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

人事委員会規則**和歌山県人事委員会規則第3号**

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(加算額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第15条の2 第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 100キロメートル以上<u>150キロメートル未満</u> 8,000円</p> <p>(2) <u>150キロメートル以上200キロメートル未満</u> 1万円</p> <p>(3) <u>200キロメートル以上250キロメートル未満</u> 1万2,000円</p> <p>(4) <u>250キロメートル以上300キロメートル未満</u> 1万4,000円</p> <p>(5)～(13) 略</p>	<p>(加算額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第15条の2 第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 100キロメートル以上<u>300キロメートル未満</u> 8,000円</p> <p>(2)～(10) 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第4号

教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(加算額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第15条の5 第2項の人事委員会規則で定</p>	<p>(加算額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第15条の5 第2項の人事委員会規則で定</p>

める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 100キロメートル以上 <u>150キロメートル未満</u>	8,000円
(2) <u>150キロメートル以上200キロメートル未満</u>	1万円
(3) <u>200キロメートル以上250キロメートル未満</u>	1万2,000円
(4) <u>250キロメートル以上300キロメートル未満</u>	1万4,000円
(5)～(13)	略

める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 100キロメートル以上 <u>300キロメートル未満</u>	8,000円
------------------------------------	--------

(2)～(10) 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第5号

警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(加算額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第13条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 100キロメートル以上<u>150キロメートル未満</u></td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>(2) <u>150キロメートル以上200キロメートル未満</u></td><td>1万円</td></tr> <tr><td>(3) <u>200キロメートル以上250キロメートル未満</u></td><td>1万2,000円</td></tr> <tr><td>(4) <u>250キロメートル以上300キロメートル未満</u></td><td>1万4,000円</td></tr> <tr><td>(5)～(13)</td><td>略</td></tr> </table>	(1) 100キロメートル以上 <u>150キロメートル未満</u>	8,000円	(2) <u>150キロメートル以上200キロメートル未満</u>	1万円	(3) <u>200キロメートル以上250キロメートル未満</u>	1万2,000円	(4) <u>250キロメートル以上300キロメートル未満</u>	1万4,000円	(5)～(13)	略	<p>(加算額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第13条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 100キロメートル以上<u>300キロメートル未満</u></td><td>8,000円</td></tr> </table>	(1) 100キロメートル以上 <u>300キロメートル未満</u>	8,000円
(1) 100キロメートル以上 <u>150キロメートル未満</u>	8,000円												
(2) <u>150キロメートル以上200キロメートル未満</u>	1万円												
(3) <u>200キロメートル以上250キロメートル未満</u>	1万2,000円												
(4) <u>250キロメートル以上300キロメートル未満</u>	1万4,000円												
(5)～(13)	略												
(1) 100キロメートル以上 <u>300キロメートル未満</u>	8,000円												

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)</p> <p>第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超えるものに在学して、その課程を履修する場合とする。</p>	<p>(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)</p> <p>第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超えるものに在学して、その課程を履修する場合とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則第2条に規定する大学院の課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第97条に規定する大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

教育委員会規則**和歌山県教育委員会規則第4号**

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第6条 条例第18条第1項第5号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第18条第1項第5号のエの業務 業務に従事した日1日につき<u>2,700円</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第6条 条例第18条第1項第5号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第18条第1項第5号のエの業務 業務に従事した日1日につき<u>3,600円</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第5号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県報 第3051号

平成31年3月22日（金曜日）

教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(教員特殊業務手当) 第5条 条例第16条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略 (4) 条例第16条第1項第3号のエの業務 業務に従事した日1日につき <u>2,700円</u> (5) 略 2 略	(教員特殊業務手当) 第5条 条例第16条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略 (4) 条例第16条第1項第3号のエの業務 業務に従事した日1日につき <u>3,600円</u> (5) 略 2 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(加算額等) 第4条 略 2 略 3 条例第17条の5第2項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>100キロメートル以上150キロメートル未満</u> 8,000円 (2) <u>150キロメートル以上200キロメートル未満</u> <u>1万円</u> (3) <u>200キロメートル以上250キロメートル未満</u> <u>1万2,000円</u> (4) <u>250キロメートル以上300キロメートル未満</u> <u>1万4,000円</u> (5)～(13) 略	(加算額等) 第4条 略 2 略 3 条例第17条の5第2項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>100キロメートル以上300キロメートル未満</u> 8,000円 (2)～(10) 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則（平成24年和歌山県教育委員会規則第5号）の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第12条関係） へき地学校に準ずる学校		別表第4（第12条関係） へき地学校に準ずる学校	
所属都市	学校名	所属都市	学校名
田辺市	略	<u>紀の川市</u>	桃山小学校 <u>桃山中学校</u>
略		田辺市	略
		略	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第244号

和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）別表第2第3項の規定により、和歌山県民文化会館附属設備利用料金の上限額を次のように定め、平成31年10月1日から施行する。

平成26年和歌山県告示第298号（和歌山県民文化会館附属設備利用料金の上限額）は、平成31年9月30日限り廃止する。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県民文化会館附属設備利用料金の上限額

種 別	使 用 区 分	利 用 料 金 の 額	備 考
大ホ ル	舞台設備	1台又は1式1回につき 1個又は1脚1回につき 1卓又は1枚1回につき 1双1回につき	13,310円
	照明設備	1台又は1式1回につき 1列1回につき	23,980円
	音響設備	1台又は1式1回につき 1個又は1チャンネル1回につき	3,960円
小ホ ル	舞台設備	1台又は1式1回につき 1個又は1脚1回につき 1卓又は1枚1回につき 1双1回につき	11,110円
	照明設備	1台又は1式1回につき 1列1回につき	5,280円
	音響設備	1台又は1式1回につき 1個又は1チャンネル1回につき	2,640円
リハーサル室備品	1台1回につき	2,090円	

会議室備品	1台又は1式1回につき 1面又は1枚1回につき 1チャンネル1回につき	3,960円	
展示室備品	1台又は1枚1回につき	390円	
照明効果器具	1台又は1式1回につき 1組1回につき	3,410円	
映写関係備品	1台又は1式1回につき 1面1回につき	13,310円	
その他の附属設備	その都度知事が定める。		

備考

- 1 1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までのそれぞれの使用時間における使用をいう。ただし、リハーサル室及び会議室関係の附属設備を使用する場合にあっては午前9時から午後9時30分までの使用時間における使用を、展示室関係の附属設備を使用する場合にあっては1展示期間における使用をいう。
- 2 この表の利用料金には、ポリカラー、カセットテープ、ドライアイス等の消耗品費及び特別に必要な人件費は、含まないものとする。

和歌山県告示第245号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
Yamashita Pharmacy	御坊市名田町野島1-6	—	山下千紗	平成 31.3.1

和歌山県告示第246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	訪問看護	訪問看護ステーション駒鱗	平成 31.3.1

和歌山県告示第247号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、平成31年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

平成31年3月22日

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、
分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日
高野町	高野町役場富貴支所	平成31年4月26日
	高野町民体育館	〃
かつらぎ町	かつらぎ町役場花園支所	平成31年5月8日
	紀北川上農業協同組合志賀グリーン店	〃
	大谷公民館	平成31年5月9日
	かつらぎ体育センター	〃
	紀北川上農業協同組合見好西総合選果場	平成31年5月10日
	笠田ふるさと交流館	〃
橋本市	JA紀北川上マルガク総合選果場	平成31年5月21日
	隅田地区公民館	〃
	紀見北地区公民館	平成31年5月22日
	高野口地区公民館	平成31年5月23日
	橋本市保健福祉センター	平成31年5月24日
由良町	紀州日高漁業協同組合衣奈浦支所	平成31年6月6日
	紀州日高漁業協同組合大引支所	〃
	由良町役場	平成31年6月7日
九度山町	九度山町役場	平成31年6月12日
日高町	比井小学校	平成31年6月13日
	紀州日高農業協同組合選果・集荷場	〃
美浜町	美浜町役場	平成31年6月14日
御坊市	紀州農業協同組合がいなポート	平成31年6月26日
	塩屋公民館	〃
	紀州農業協同組合野口事業所	〃
	藤田会館	平成31年6月27日
	財部会館	〃
	御坊市役所	平成31年6月28日
印南町	紀州農業協同組合稻原出張所	平成31年7月4日
	紀州農業協同組合真妻事業所	〃

	紀州農業協同組合切目川出張所	〃
	紀州農業協同組合切目集荷場	平成31年7月5日
	印南町公民館	〃
日高川町	紀州農業協同組合寒川事業所	平成31年7月16日
	日高川町役場美山支所	〃
	旧早蘇営業所	平成31年7月17日
	日高川交流センター	〃
	山野小学校	平成31年7月18日
	紀州農業協同組合農産物和佐加工施設	〃
	日高川町保健センター	〃
みなべ町	みなべ町役場	平成31年7月31日
	南部公民館岩代分館	平成31年8月1日
	みなべ町中央公民館	〃
	清川公民館	平成31年8月2日
	高城公民館	〃
上富田町	紀南農業協同組合営農センター	平成31年9月5日
	〃	平成31年9月6日
すさみ町	江住公民館	平成31年9月13日
	すさみ町総合センター	〃
白浜町	旧白浜漁協椿支所	平成31年9月25日
	白浜町役場安居出張所	〃
	白浜町役場市鹿野出張所	〃
	日置川拠点公民館	平成31年9月26日
	白浜町役場富田事務所	〃
	白浜中央公民館	平成31年9月27日
田辺市	白寿荘	平成31年10月9日
	湯ノ又集会所	〃
	龍神行政局	〃
	大塔総合文化会館	平成31年10月10日
	紀南農業協同組合三川店	〃
	紀南農業協同組合富里店	〃
	近野林業会館	平成31年10月11日

中辺路行政局	〃
上芳養農村環境改善センター	平成31年10月30日
中芳養公民館	〃
紀南農業協同組合稻成店	〃
秋津川公民館	平成31年10月31日
上秋津農村環境改善センター	〃
秋津地区多目的研修センター	〃
東原多目的集会所	平成31年11月1日
三栖コミュニティセンター	〃
万呂コミュニティセンター	〃
新庄公民館	平成31年11月20日
田辺市教育研究所	〃
〃	平成31年11月21日
〃	平成31年11月22日

3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、平成31年4月26日から平成32年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

和歌山県告示第248号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により白浜町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称） ドラッグコスモス南紀白浜店
和歌山県西牟婁郡白浜町字峯1629番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成30年和歌山県告示第1158号

3 意見の概要

当該店舗が立地するのは、年間330万人に及ぶ観光客が訪れる温泉街であり、特に夏季においては海水浴客も訪れる場所である。そのため、駐車場管理の問題や利用者のマナーなど、他の地域とは異なる状況が発生する恐れがある。繁忙期における対応については、届出書の指針配慮事項の中にもあるが、開店後新たに発生する問題についても、町や周辺住民その他の意見を尊重し、真摯に問題解決に取り組んでいただきたい。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

白浜町観光課観光商工係（西牟婁郡白浜町1600番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成31年3月22日から同年4月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第249号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）

2 作業期間 平成30年7月2日から平成31年2月28日まで

3 作業地域 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市木守字隠地1060番地内	旧	9.30 15.00	12.60	
同上	新	9.30 19.90	12.60	

和歌山県告示第251号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市木守字隠地1060番地内

供用開始の期日 平成31年3月22日

和歌山県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 山内恋野線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
橋本市隅田町芋生字小嶋285番2 地先から同市恋野字長通り109 番地先まで	新	4.00 14.00	343.60	恋野橋仮橋 L=142.80

和歌山県告示第253号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 山内恋野線

供用開始の区間 橋本市隅田町芋生字小嶋285番2地先から同市恋野字長通り109番地先まで

供用開始の期日 平成31年3月22日

和歌山県告示第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

和歌山市

2 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・3・10号市駅和佐線

3 事業施行期間

平成15年9月16日から平成35年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

訓 令

和歌山県訓令第2号

福祉保健部

和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成14年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(一般勤務に服する職員及び特例勤務時間職員の勤務時間等)	(一般勤務に服する職員及び特例勤務時間職員の勤務時間等)
第3条 一般勤務に服する職員の勤務時間等については、次に定めるところによる。	第3条 一般勤務に服する職員の勤務時間等については、次に定めるところによる。
(1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、院長が適当と認めたときは、午前7時30分から午後4時15分まで又は午前8時から午後4時45分までとする。	(1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。
(2) 休憩時間は、午後零時30分から午後1時30分までとする。ただし、院長は、公務の運営上の事情により当該休憩時間において職員に勤務することを命じた場合には、当該勤務を命じた日の前号に定める勤務時間の範囲内で休憩時間を変更することができる。	(2) 休憩時間は、午後零時30分から午後1時30分までとする。
2 略	2 略
3 略	3 略

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公 告

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、新宮港緑地新宮緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定管理者 新宮市

和歌山県新宮市春日1番1号

2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで